

(設置の目的)

第1条 健康都市大阪の実現に向けて、関係区・局の緊密な連携・協力を確保し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」（以下、「計画」という。）を推進するため、「すこやか大阪推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は計画の推進に必要な事項について協議を行う。

(組織)

第3条 検討会議は別表のとおり座長及び委員をもって構成する。座長は必要があると認める者を委員に追加することができる。

(運営)

第4条 座長は、検討会議を招集し、これを主宰する。

(ワーキングチームの設置)

第5条 計画推進にあたり、区・局横断的な課題の解消に向け必要な検討を実施するため、検討会議はワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームの検討内容、設置期間及び構成員は検討会議でこれを定める。
- 3 ワーキングチームで検討した事項については、検討会議での承認を要する。

(庶務)

第6条 検討会議及びワーキングチームの事務局は健康局健康推進部健康づくり課に置く。

附 則

- この要領は、平成25年7月11日から施行する。
- この要領は、平成26年7月1日から施行する。
- この要領は、平成27年5月18日から施行する。
- この要領は、平成28年4月25日から施行する。
- この要領は、平成29年6月1日から施行する。
- この要領は、平成30年6月1日から施行する。
- この要領は、令和2年2月1日から施行する。
- この要領は、令和3年2月22日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年12月28日から施行する。
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年6月1日から施行する。
- この要領は、令和5年8月8日から施行する。

この要領は、令和5年10月4日から施行する。

この要領は、令和6年6月27日から施行する。

## すこやか大阪推進検討会議 委員

座長	健康局健康推進部長
	健康局保健医療企画室長
	健康局保健指導担当部長
	健康局健康推進部健康施策課長
	健康局健康推進部健康づくり課長
	健康局健康推進部健康づくり推進担当課長
	健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長
	健康局健康推進部生活習慣病担当医務主幹
	健康局健康推進部保健主幹（栄養士）
	こころの健康センター精神保健医療担当課長
	保健所長
	保健所管理課長
	保健所保健医療対策課長
	保健業務主管課長会幹事
	保健業務主管課長会幹事
	保健業務主管課長会幹事
	区役所保健(副)主幹又は担当係長（保健師）
	福祉局生活福祉部国保保健事業担当課長
	福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長
	福祉局生活福祉部自立支援課長
	福祉局生活福祉部生活保護調査担当課長
	福祉局障がい者施策部障がい福祉課長
	子ども青少年局子育て支援部母子保健担当課長
	教育委員会事務局指導部保健体育担当課長
	経済戦略局スポーツ部スポーツ課長

すこやか大阪21(第3次)推進体制  
【令和6年度～令和17年度】

